

河川改修法線の変更による 地域景観の保全と活用

伊納 浩¹・松本紀男²

¹正会員 (株) 地域開発研究所 河川地域計画部 (〒110-0015 東京都台東区東上野2-7-6
東上T.Iビル E-mail: inou@rdco.co.jp)

²栃木県足利土木事務所 道路保全課 (〒326-8555 栃木県足利市伊勢町4-19
E-mail: matsumoton02@pref.tochigi.jp)

この論文は、河川改修によって失われる地域景観（桜並木、社寺林、御手洗、児童公園）を河川改修法線の変更によって保全するとともに、それら地域景観が今後も持続的に維持できるように工夫したデザインについて述べるものである。

キーワード:河川環境整備、改修法線の変更、地域景観の保全、桜並木、都市公園

1. はじめに

栃木県壬生町は、壬生城の城下町、日光街道の宿場町として、また市街地を流れる黒川を利用した河川舟運の要衝として栄えた町である。そのため、黒川沿いには、歴史的な地域景観が点在するとともに、地域住民にとっては日頃から見慣れた風景として認識されていた。

特に、戦後、地元青年団が黒川沿いに桜を植え、“しののめ桜”として地域の人々に愛される地域景観となっていた。

しかし、治水事業の一環として引堤による河川改修が計画され、黒川沿川にある地域景観（桜並木、社寺林、御手洗、児童公園など）が失われることになった。

そこで、河川を管理する栃木県栃木土木事務所と地元自治体である壬生町が連携し、河川改修計画の変更と黒川周辺の都市公園化によって、失われる地域景観を保全し維持できることを考え、環境整備を実施した。

2. 当初計画とその課題

黒川は、1977（昭和 52）年に現況河道を拡幅する河川改修計画が立案されていた。そのため、市街地の中心部では、“桜並木”や地域のシンボルとなっている雄琴神社境内の“社寺林” “御手洗”。さらには、古くから市街地内にある児童公園が築堤のために失われることになっていた。

特に、児童公園の一部が失われることについては、壬生町都市計画課がその代替用地をどのように確保していくかが課題であった。

【河川改修計画の概要】

- ・計画高水流量 1,200m³/s
- ・計画河床勾配 1/375
- ・標準横断 図-1 を参照



写真-1 平成5年当時の黒川と右岸側桜並木

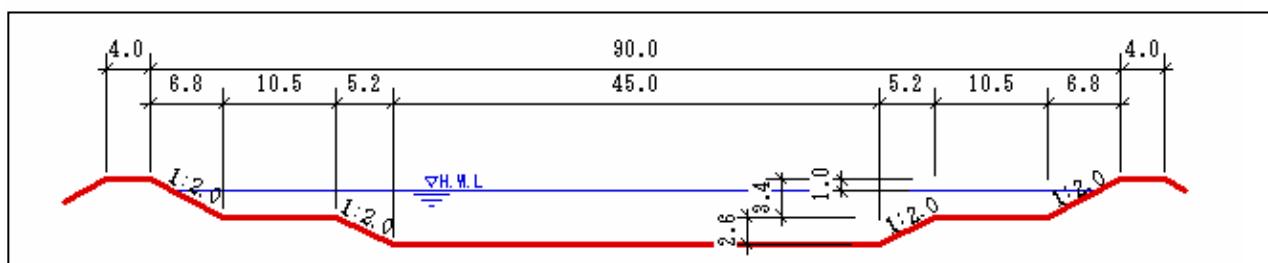


図-1 河川改修の標準断面図

3. 都市公園側の整備構想

壬生町では、河川改修によって失われる児童公園を確保するために、改修される黒川周辺にその代替用地を確保し、あわせて河川内を緑地公園とする『東雲地区公園・黒川緑地基本構想』を1993年（平成5）年3月に立案した。

この構想は、1977（昭和52）年に策定された河川改修計画を基本としているため、改修事業によって失われる桜並木などは新たに公園側（堤内地）に整備する計画であった。

4. 河川改修法線の変更による地域景観の保全

栃木県栃木土木事務所では、1993（平成5）年に壬生町が策定した構想を基に、河川環境整備を立案（1993年11月）することとなった。一方、地元からは、戦後苦しい時代に自分たちが植えた桜並木をぜひ残したいとの機運が高まっていた。

そこで、桜並木を残すため、壬生町が計画している公園拡張用地を利用し、改修法線を左岸側に約10m移動させることを考えた。この変更により、左岸側の桜並木は高水敷内に、右岸側の桜並木は堤内地に残ることになった。（図-2・3を参照）

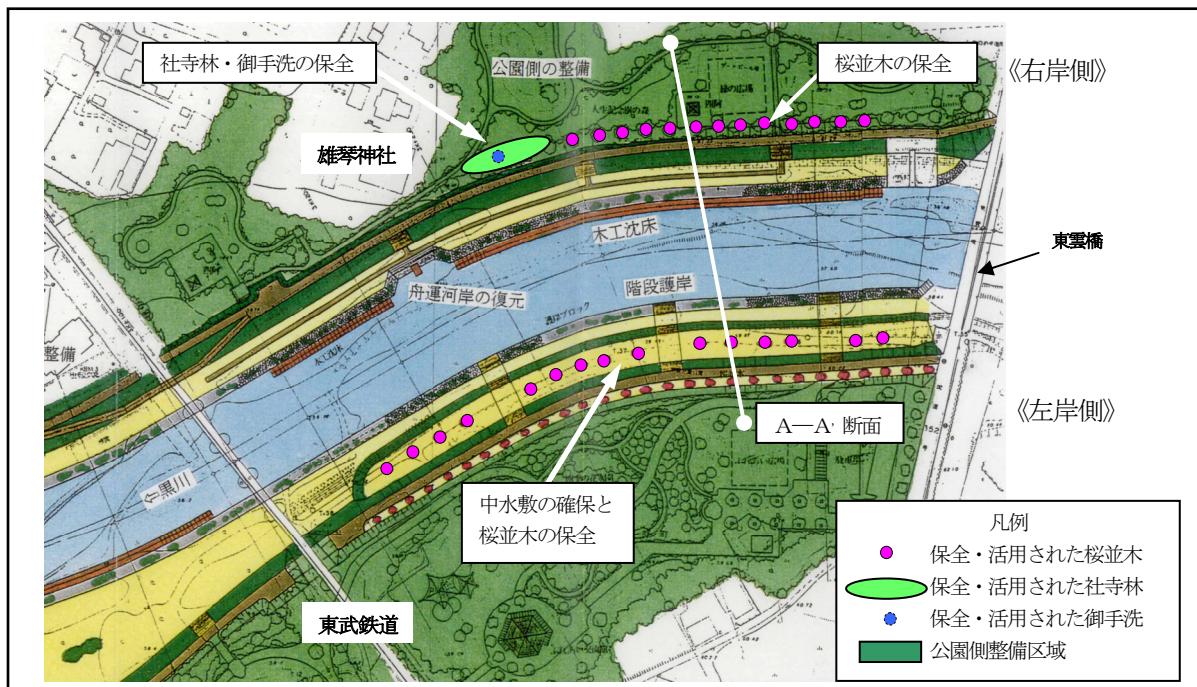
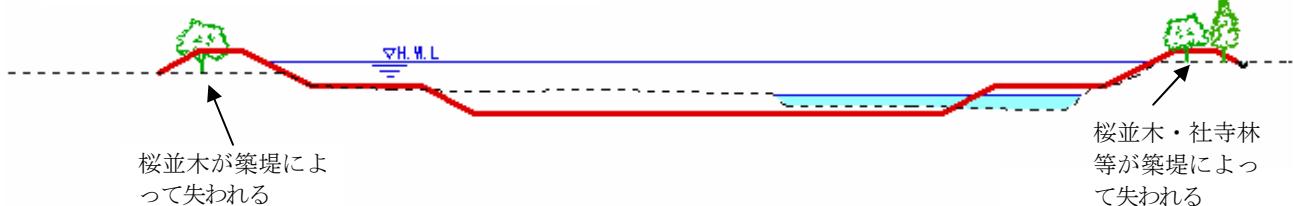


図-2 河川環境整備と都市公園整備の平面計画図

（出典：黒川河川環境整備基本設計 平成6年2月 栃木県栃木土木事務所・（株）地域開発研究所に一部加筆）

昭和52年の改修計画と現地盤（A—A' 断面）



改修法線を左岸側に変更した改修計画と現地盤（A—A' 断面）



図-3 改修計画のイメージ断面

さらに、右岸側では社寺林や御手洗も築堤部分から除かれることとなり、そのまま保全することが可能となった。

なお、河川改修の法線を左岸側に変更できたのは、公園拡張用地を利用することができたことと、上流にある

東雲橋の架け替え計画が進行中であり、部分的に改修法線を変更しても全体の法線計画との整合性が図れるこことによる。

この区間の施工（河川改修）は、1994（平成6）年より2年間で実施された。



写真-2 左岸上流側より全体を眺める



写真-3 左岸側河川内（中水敷）に残る桜並木の木陰で川を見ながらディキャンプを楽しむ家族



写真-4 右岸側に保全された社寺林 なお、堤防天端はサイクリングや散策に利用されている



写真-5 左岸側には州が形成され、子供達の水遊び場となっている



写真-6 右岸側には、明治頃まであった河岸（船着場）を地域の歴史的記憶として復元した

5. 桜並木の持続的維持と治水対応

改修法線を変更することによって保全された桜並木は、植樹されてから50年近くが経過し老木になっていた。

そこで、公園側の整備とあわせ、堤防裏法側に新規の桜並木を設置し、老木が枯れても桜並木のある地域景観が維持できることを考えた。

なお、左岸側の河川敷内に保全した桜並木は、枯れると同時に撤去していき、将来的には河川内から桜並木を無くし、立木による流下阻害要因を少なくしていくこととしている。



写真-8 都市公園整備に取り込まれた「御手洗」

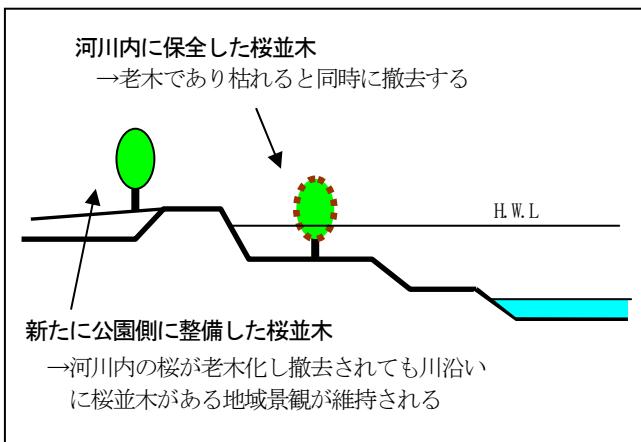


図-4 桜並木の持続的な維持方法



写真-7 下流側よりみた河川内に残った桜並木
なお、公園側には新しい桜並木が植栽されている

6. 都市公園整備による地域景観の活用

改修法線を変更することによって保全された、社寺林と御手洗は、都市公園の一部として地域住民が利用しやすいうように整備された。このため、社寺林や御手洗は都市公園の中に取り込まれ、その活用と維持が図れるようになった。

7. 計画段階からの連携

この実現にあたっては、壬生町が1993（平成5）年に立案した公園整備構想を土台に、町の公園整備計画と県の河川環境整備計画とが連携し、地域景観の保全・活用に向けての公園区域の都市計画決定、河川改修法線の見直しが同時進行的に進められたことが地域景観の保全と活用に結びついた。

特に、壬生町が黒川両岸を公園化することを計画段階で決断し、河川改修法線の変更によって保全される地域景観を単なる保全ではなく、活用される地域景観として整備し、地域住民に利用されることが担保されたことが、河川改修法線の変更までにつながった要因であった。

8. おわりに

このデザインは、河川改修法線を変更することが出来てはじめて実現化したものである。しかし、単に改修法線を変更したことによって、地域景観が保全され活用できたものではない。

そこには、空間づくりに対して、早い段階から関係機関が相互に情報を交換し、美しい景観をつくりだすための努力があったからこそ可能であったものと考えている。

参考文献

- 1) 東雲地区公園・黒川緑地基本構想報告書
平成5年3月 栃木県壬生町
- 2) 設計業務委託 黒川（東雲公園地先）河川環境整備
基本・実施設計 平成6年2月
栃木県木工事務所 株式会社地域開発研究所